

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令案」
に関する意見募集の結果について

法務省民事局総務課

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令案」について、令和7年6月13日（金）から同年7月13日（日）までの間、意見募集を行ったところ、5件の御意見が寄せられました。

これらの御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る省令案は、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（令和7年法務省令第40号）」として、同年8月15日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	公正証書の作成手続のオンライン化を進める方向性に賛同する。	賛同意見として承ります。
2	オンライン手続においては個人情報や重要書類が電子的にやり取りされることから、セキュリティ・プライバシー対策を強化するとともに、本人確認・意思確認の信頼性を確保する観点から、後に紛争となるリスクの高い契約等に係る囑託の場合は対面による確認手続を残すことなどを提案する。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
3	公証人法施行規則第2条について、公証人役場である旨の表示は、必ずしも役場の入口である必要はないのではないか。	公証人役場の利用者が迷わずに公証人役場を訪れることができるようにするためには、公証人役場の入口に、公証人役場である旨を表示する必要があることから、原案が相当であると考えております。
4	公証人法施行規則第25条第4項及び第5項ただし書について、公証人法第43条第1項第2号及び第44条第1項第2号の書面の作成については、「やむを得ない事情」がなければ契印をすることは必要はないのか。	公証人法第43条第1項第2号の書面は公証人法施行規則第32条第1項後段の規定により、同法第44条第1項第2号の書面は同規則第35条第2項後段の規定により、「やむを得ない事情」の有無にかかわらず、当該書面が数枚にわたるときは契印をしなければならないこととなります。 もっとも、同規則第25条第5項については、同項のみを読んだ場合に御指摘のような誤解を与え得る規定となっていたことから、別添「公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異」のとおり修正することといたします。
5	公証人法第44条第1項第3号の電磁的記録の作成については、公証人法施行規則第36条第1項に規定する電子署名と公証人法第45条第1項に規定する電子署名とを重ねて行う必要があるのか。	公証人法第44条第1項第3号の電磁的記録に付す電子署名については、理論的には、①当該電磁的記録が指定公証人の作成に係るものであることを示す電子署名（同法第45条第1項）と、②当該電磁的記録の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する電子署名（同法第44条第1項第3号）とが観念される一方で、実際の運用においては、同一の電磁的記録に電子署名を重ねて付す必要はないものと考えられます。 もっとも、同法第45条第1項の規定と公証人法施行規則第36条第1項の規定を文意どおりに読むと、御指摘のような運用が行われ得る規定となっていたことから、同項を別添「公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異」のとおり修正し、同法第45条第1項の電子署名が上記①及び②の双方の趣旨を兼ねていることを明らかにすることといたします。 また、上記の修正に伴い、別添「公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異」のとおり、指定公証人の署名及び押印を重ねて規定する同規則第35条第1項及び第2項を修正するとともに、同法第60条第3項第1号の証明を行う場合の同法第61条第1項の電子署名が、①当該証明に係る情報が指定公証人の作成に係るものであることを示す電子署名と、②囑託人等の保有する電磁的記録に記録された情報と認証を受けた電磁的記録に記録された情報とが同一であることを証明する電子署名の双方の趣旨を兼ねていることを明らかにするため、同規則第50条第2項を修正することといたします。
6	公証人法第42条第5項の「住所が明らかにされない措置」については、どのような内容を想定しているのか。	公証人法第42条第5項の規定による申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を想定しておりますので、これを明らかにするため、別添「公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異」のとおり、新たに公証人法施行規則第30条第2項及び第40条第2項にその旨を規定することといたします。
7	公証人法第59条第3項の「囑託人がその面前において囑託に係る電磁的記録の内容が真実であることを宣誓した上で同項各号のいずれかに該当する行為をしたとき」の「電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に記録された情報に付す方法については、どのような内容を想定しているのか。	認証を受けようとする情報に公証人法第59条第3項に規定する宣誓があった旨を付した上で、これを囑託人に送信等することを想定しておりますので、これを明らかにするため、別添「公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異」のとおり、新たに公証人法施行規則第47条第3項第5号にその旨を規定することといたします。
8	電子証明書には有効期限があり、公証人が提供した電磁的記録に付与された電子署名について、当該期限の経過により有効性の確認ができなくなることが予想されるため、対応策について検討されたい。	御指摘の電子証明書の有効期限の問題については当省としても認識をしており、当該期限の経過後であっても、電子署名が付与された時点の電子証明書の有効性を確認できるよう、所要の措置を講じる予定です。

※1 一件の御意見中に複数の論点が含まれているものは、項目を分けて御意見の概要及びそれに対する考え方を記載しています。

※2 「公証人法」は民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）による改正後の公証人法を、「公証人法施行規則」は民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（令和7年法務省令第40号）による改正後の公証人法施行規則をいいます。